平成２３年（フ）第１９０号
埼玉県熊谷市佐谷田1422番地
破産者　日之出水産株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３１号
埼玉県東松山市材木町６番25号
破産者　株式会社イマジン
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４１号
千葉県市川市大野町３丁目1739番地32
破産者　泉　　五郎
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６１号
千葉市稲毛区稲毛東１丁目２番１号　レジデンシャルコート稲毛Ｂ―114号
破産者　大野　敏美
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
千葉県鴨川市金束20番地　金束団地Ｂ－５号
破産者　鎌田　英二
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１９１号
福井県勝山市北市第14号14番地２
破産者　成幸建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
福井市東郷二ケ町第34号23番地１
破産者　日高建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
長野県千曲市大字上徳間807番地１
破産者　有限会社久保製作所
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４１号
長野県上田市塩川1059番地
破産者　有限会社北澤組
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１５５０号
名古屋市昭和区東畑町２丁目30番地の１
破産者　株式会社オリンピア名古屋
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４７号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道158番地
破産者　有限会社シンヨウ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５１９号
名古屋市西区中小田井２丁目484番地
破産者　株式会社ＭＩＯ　ＪＡＰＡＮ　ＦＯＯＤＳ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３４号
大阪府泉南市信達市場2610番地
破産者　泉州工芸株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６２２号
神戸市中央区布引町４丁目３番15号－５Ｆ、従前の本店所在地神戸市中央区下山手通３丁目２番15号－２Ｆ
破産者　ＩＳコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番25号
破産者　株式会社アーキイント
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番25号
破産者　有限会社メイク
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９８号
神戸市西区押部谷町高和536―２
破産者　株式会社西神山本土木
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
神戸市灘区篠原伯母野山町３―17―12　六甲ハイツ503号、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　公団住宅49棟203号
破産者　山田　一夫
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
鳥取県八頭郡八頭町郡家78番地の１
破産者　有限会社大黒屋
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
島根県出雲市大津町2633番地16
破産者　金坂　吉麿
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
熊本県宇土市岩古曽町2035番地６
破産者　有限会社丸新
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６９号
青森市新町１丁目１番地23号青森グランドホテル本館３Ｆ
破産者　Ａ・Ｂ―ＡＣＥ21株式会社
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係